

【報告要旨】「ドル化」政策の実態的検討 —通貨論と世界経済論の複眼的な視点から

星野智樹¹

長年にわたり、発展途上国は、いかに通貨を制御して経済を安定的に運営するか、基軸通貨とどう向き合うのかといった問題に向き合ってきた。そうしたなかで、極端でもあり突飛にも見え、興味深くもある事例として登場したのが「ドル化」政策である。ここでいう「ドル化」政策は、非米諸国（米国以外の国・地域）が、政策的なレベルで、自国通貨を消滅させて、米ドルを法貨として用いる措置である。

「ドル化」政策の事例としては、1904年に導入して現在にいたるパナマ、2000年に導入したエクアドル、2001年に導入したエルサルバドルがある。本報告の検討対象となる上記3つの事例は、国土や経済規模が比較的大きく、銀行システムがある程度まで発展している点に特徴がある。

「ドル化」政策をめぐるのは、2000年代以降に関心が高まり、多くの研究が蓄積されてきた。先行研究では、「国際金融のトリレンマ」論や「最適通貨圏」論に依拠した規範的な議論が主流になっている。他方で、「ドル化」政策が通貨に関する政策であるにもかかわらず、先行研究は、「ドル化」政策における通貨制度の実態を十分に検討しておらず、さらに、この視点から導き出されるはずの重要な含意も見逃し続けてきた。

こうしたなか、本報告では、非米諸国で米ドルが法貨規定を持つ「ドル化」政策の実態について、決済を中軸にすえて、①通貨の存在形態、すなわち、現金通貨、預金通貨、中央銀行預け金のあり方、②通貨を取り扱う金融機関である市中銀行や中央銀行の持つ機能、③米ドルの獲得基盤を中心的な論点としながら検討する。

より広く見れば、「ドル化」政策の検討では、通貨論と世界経済論の複眼的視点が求められる。まず、何を「通貨」とみなすのか、「通貨」を誰がどのように発行するのか、（中央）銀行のあり方といった論点は、経済動向や金融情勢、経済理論を反映しながら、各国・地域や各時期における独自の文脈を持ちながら、形を変えて繰り返し議論の対象になってきた。また、「ドル化」政策は、「国境を超えるモノ・カネ・ヒトの移動」が交錯するなかで登場しており、世界経済の一端を凝縮した形で示唆している。

こうした複眼的な視点によってはじめて、「ドル化」政策の実態、そして、「ドル化」政策の持つ含意を理解できるのだ。

¹ 内閣府経済社会総合研究所に所属。本報告については、拙書[2018]『「ドル化」政策の検証』文眞堂も参照されたい。

なお、本研究は、報告者の個人研究の一環として行っている。そのため、本研究は報告者の所属組織（あるいは、過去の所属組織）の公式見解を示すものではない。それらの内容と責任は全て報告者個人に属している。